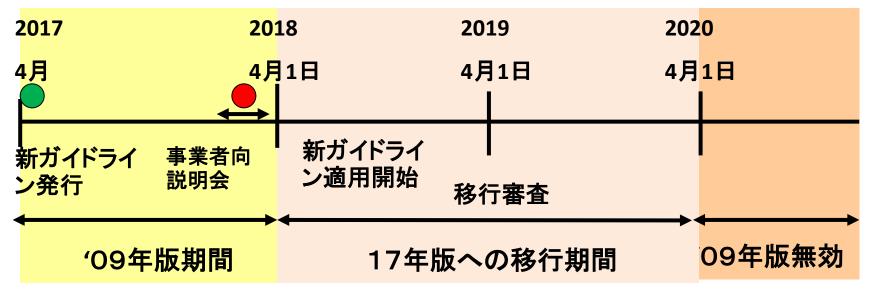
エコアクション21ガイドライン: 2017への審査移行(一般業種)

以下はガイドライン一般業種の事業者様のスケジュールです。 産廃、建設、食品、地方公共団体、大学等は新業種別ガイドラインの発 行、周知期間を経ての適用になります。



移行期間中は審査(登録・中間・更新審査)を、2009年版、2017年版どちらでも審査を受けることができます。但し、2019年4月1日以降は必ず2017年版への移行審査を受けていただきます。(2009年版でも不利になりません。)

建設、食品向け新ガイドライン

2018年10月発行済み

産廃向け、地方公共団体、大学等新ガイドライン 2019年度内発行予定